

見やすい条文の提供

2022年11月5日

川原英昭

弁理士（特定侵害訴訟代理業務付記）

元大阪工業大学 知的財産学部 教授

目次

- ▶ 1. はじめに
- ▶ 2. 既発表1：見やすい「条文番号と条文見出し」一覧
- ▶ 3. 既発表2：見やすい「括弧外出し条文集」
- ▶ 4. 既発表3：見やすい「読替準用の条文集」
- ▶ 5. 今回発表：見やすい「とする読替の条文集」
- ▶ 6. 「とする読替」の「読替前後の条文」の作成手順
- ▶ 7. 「見やすい条文集」を作成した法律
- ▶ 8. あとがき
- ▶ 9. 引用参考文献

1. はじめに

知財法（例：特許法），税務法（例：法人税法）には、読みにくい条文が多数ある。

筆者は2007年頃から条文を見やすくする研究をおり、知財学会で下記の3件を2009年、2019年、2021年に発表した。

2009年6月 ソフトで漢数字を算用数字に変換後、Wordで手動で、括弧書きを*1: . . , *2: . . として条文の下部に外出しし、本文の括弧部を (*1) , (*2) . . とした「括弧外出し条文集」を発表（文献1）

2019年11月 手動で括弧外出し条文集を作成すると多大な時間を要するため、半自動で「括弧外出し条文集」を作成するソフトをWordVBAで開発し作成し、これを発表（文献2）

- ▶ 2021年11月 特許法等の読替準用規定に従って手動で、
 - ▶ 読替準用後の条文を作成すると誤処理が発生するし多大な時間を要する。
 - ▶ 半自動で「読替準用の条文集」を作成するソフトをWordVBAで開発し、これを発表（文献3）
-
- ▶ 今回の発表
 - ▶ 知財法、税務法には「とする形式」の読替規定が多数ある。
 - ▶ 半自動で「とする読替の条文集」を作成するソフトを開発したのでこれを発表する。

▶ 2. 既発表1：見やすい「条文番号と見出し」一覧

▶ 図1 特許法の「条文番号と見出し」一覧

「条文番号と見出し」一覧を自動で作成し2019年に発表した（図1、文献2）。

これを使用すると、他の条文番号を引用した条文又は文献を効率的に読める。

--- 第1章 総則 ---

第1条 （目的）

第2条 （定義）

第3条 （期間の計算）

途中省略

--- 第2章 特許及び特許出願 ---

第29条 （特許の要件）

第29条の2

第30条 （発明の新規性の喪失の例外）

以下省略

3. 既発表2：見やすい「括弧外出し条文集」

特許法第29条の2（拡大した先願の範囲）、第41条第2項（国内優先権の効果）は括弧が多いため読みにくい。

法人税法第144条の13第11項は、文字数1927字、括弧13個、括弧内の文字数1086字で読みにくい。

ソフトを開発し、半自動で括弧内の文字を*1、*2・・・として外出しした「括弧外出し条文集」を2019年に発表した（図2、図3）。

漢数字の縦書き条文と比べると「括弧外出し条文集」は見やすく、括弧書きが多い条文は、漢数字の条文の数分の1の時間で理解できる。

図2 法人税法第144条の13第11項 ←文字数1927字, 括弧13個

1 1 第1項から第8項までの規定は、災害（*1）により・・災害損失欠損金額（*3）がある場合について準用する。この場合において、第1項中「当該確定申告書」とあるのは「当該各事業・・当該中間期間（*4）に係る・・中間申告書（*5）」と、・・・・と、「青色申告書である確定申告書（・・）を・・した場合（*12）」とあるのは「確定申告書を提出した場合（*13）」と読み替えるものとする。

*1：震災、風水害、・・災害をいう。以下この項において同じ。

*2：・・

*3：事業年度又は・・までの金額をいう。

*4：第11項に規定する・・をいう。以下・・において同じ。

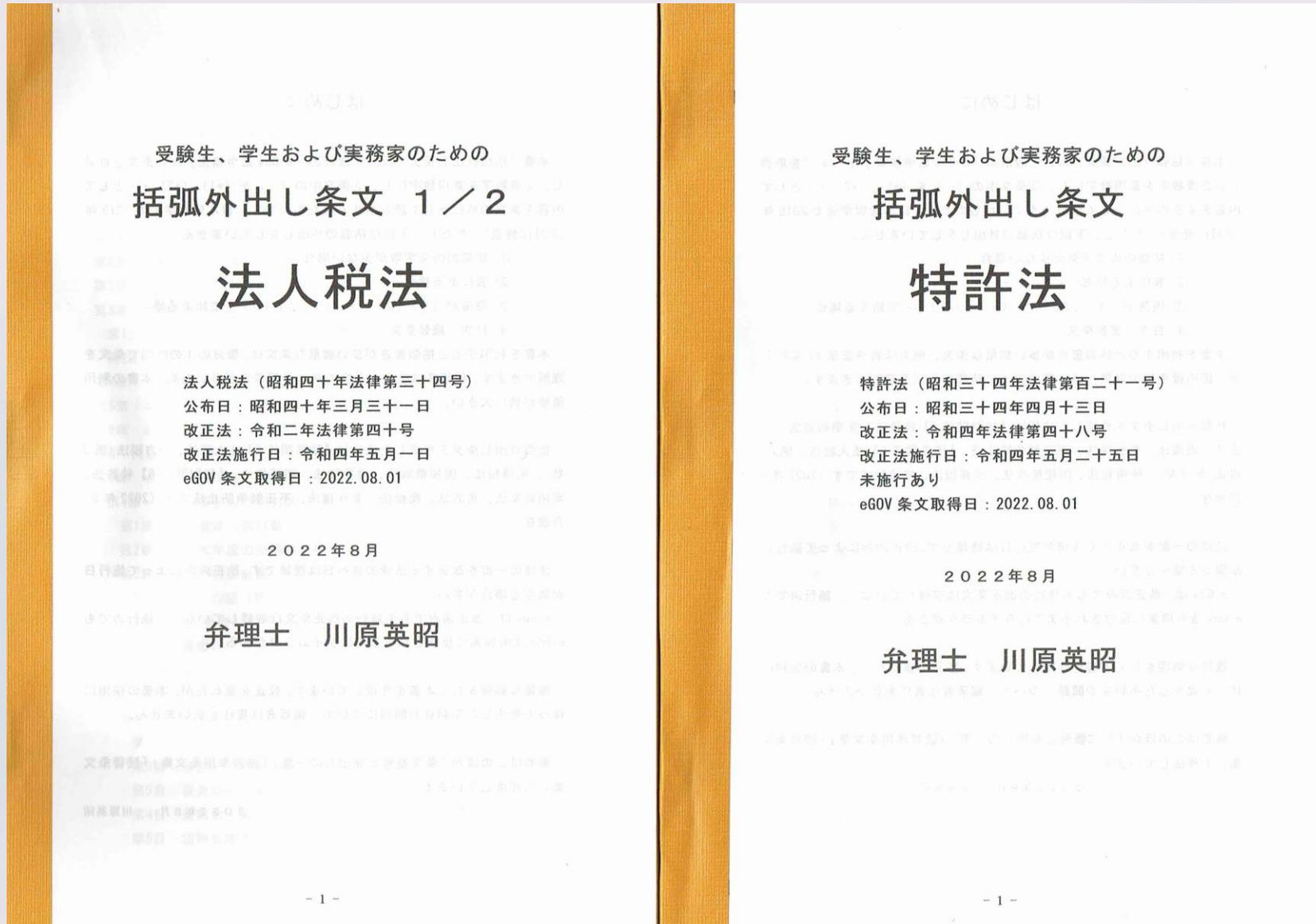
*5：第11項に規定する・・をいう。以下・・において同じ。

・・・

*12：税務署長において・・後に提出した場合を含む。

*13：中間期間において・・の中間申告書を提出した場合

図3 「括弧外出し条文集」の表紙



4. 既発表3：見やすい「読替準用の条文集」

知財法、法人税法等には、条文中の「用語A」を「用語B」に読み替えて準用する読替準用条文が多数ある。

ソフトを開発し、読替前後の条文を半自動で作成した「読替準用の条文集」を2021年に発表した（図4、図5）。

読替準用条文は読みにくいため、読み飛ばしやすいが、これに関する事件も発生している。

『知財高裁「平成29(行ケ)10213」判決』

読替準用条文の正確な理解が必要な事例です。

図 4 特許法第159条第1項の読替準用

【N12】***** 読替準用条文【特許法 第159条】*****

第159条 第53条の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、

+++++++ 当該ブロックの読替規定 ++++++

第53条第1項中「第17条の2第1項第1号又は第3号」とあるのは「第17条の2第1項第1号、第3号又は第4号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第1号又は第3号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く。）が」と読み替えるものとする。

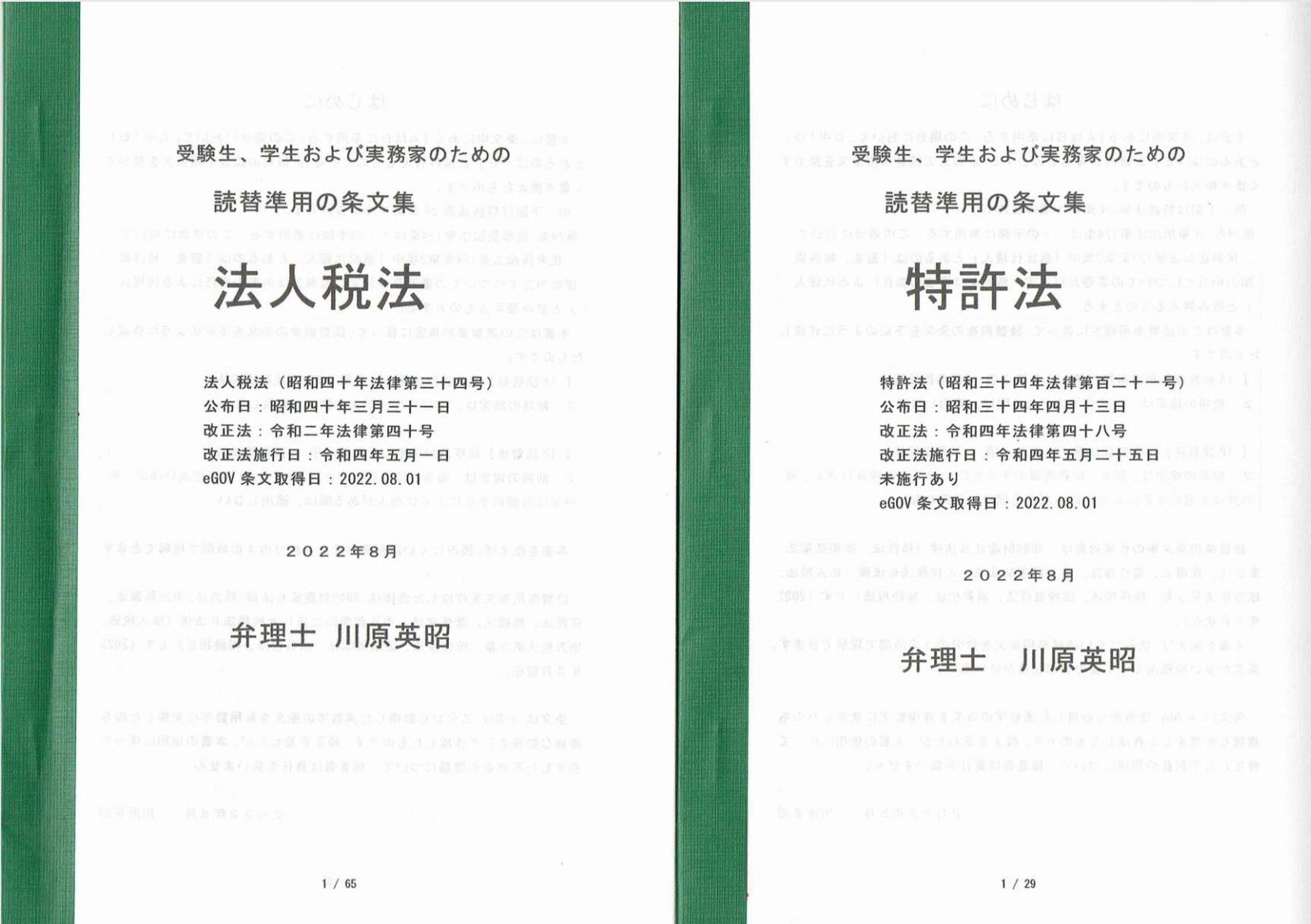
【1A 読替前】第53条第1項 ←特許法

第53条 第17条の2第1項第1号又は第3号に掲げる場合（同項第1号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて第50条の2の規定による通知をした場合に限る。）において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が第17条の2第3項から第6項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

【1B 読替後】第53条第1項 ←特許法

第53条 第17条の2第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる場合（同項第1号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて第50条の2の規定による通知をした場合に限る。）において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正（同項第1号又は第3号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く。）が第17条の2第3項から第6項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

図5 「読替準用の条文集」の表紙



5. 今回発表：見やすい「とする読替の条文集」

- ▶ 知財法、税務法には『第*条中「用語A」とあるのは「用語B」とする。』形式の「とする読替」規定が多数ある。
- ▶ (a) e-GOVの条文提供形態が時々変わる。
- ▶ (b) 「とする読替」規定は「読替準用」規定よりも表現が多彩です。
- ▶ 特に、法人税法等の税務法は表現が多彩で処理が難しい。
- ▶ (c) 法律によって規定の表現が異なる。
- ▶ (d) 同じ法律でも起案担当官によって表現が異なる。
- ▶ これらに対応するにはWordVBAソフトの改訂が必要だが、改訂に時間が掛りすぎ対応が困難になった。
- ▶ WordVBAで蓄積した知見をベースに、Python（パイソン、プログラム言語の1つ）で上記2、3、4を再開発するとともに「とする読替の条文集」を作成したので発表する（図6、図7、図8）。

図6 法人税法第148条第2項の「とする読替条文」

第148条

2 第4条の3（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人に係る前項の規定の適用については、同項中「協同組合等」とあるのは「協同組合等（法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者を除く。）」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及びその法人課税信託の名称（その法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、主宰受託者以外の受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所若しくは居所を含む。）」とする。

図7 法人税法第148条第2項に従って作成した読替前後の条文

14

【N18】***** “とする” 読替条文【法人税法 第148条第2項】*****

2 第4条の3（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人に係る前項の規定の適用については、

+++++++ 当該ブロックの読替規定 ++++++

第148条第1項中「協同組合等」とあるのは「協同組合等（法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者を除く。）」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及びその法人課税信託の名称（その法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、主宰受託者以外の受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所若しくは居所を含む。）」とする。

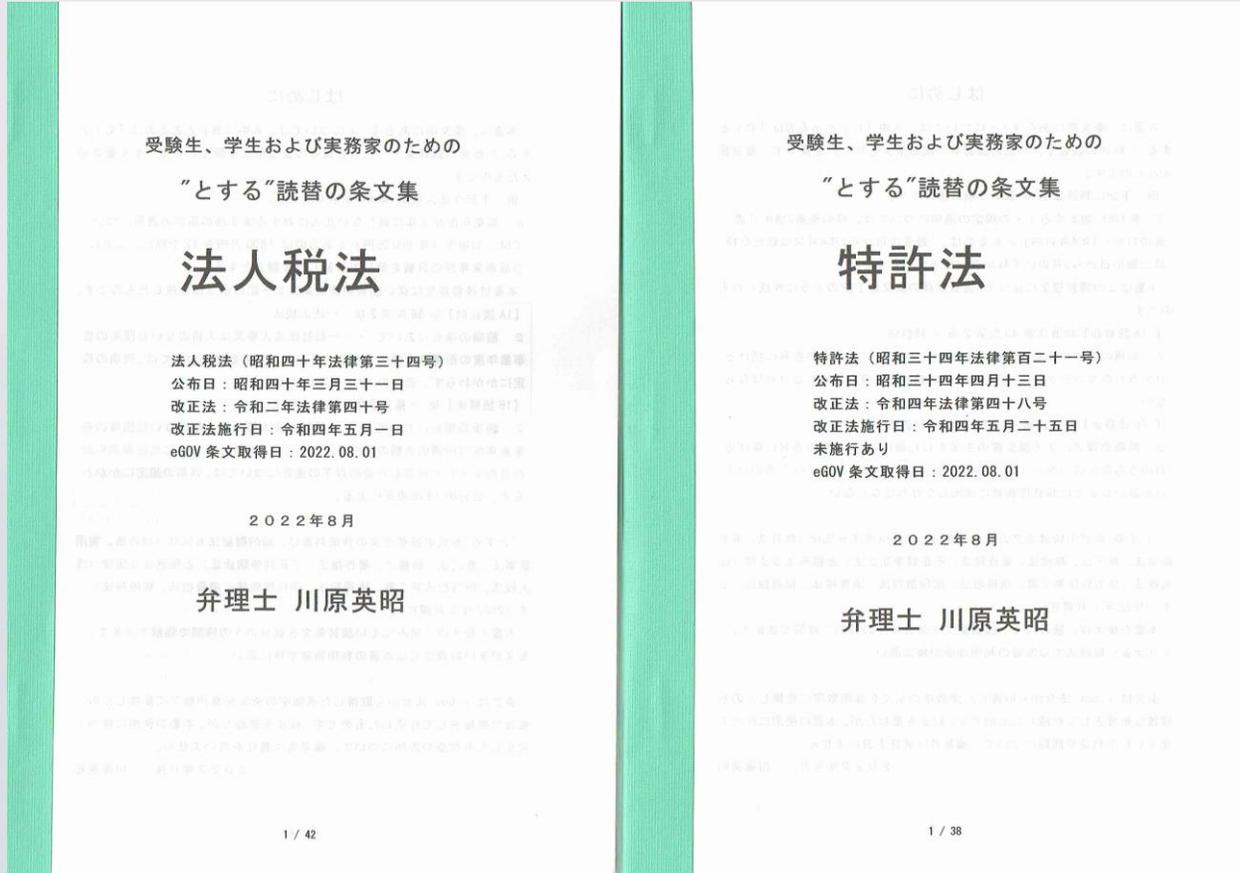
【1A 読替前】第148条第1項 ←法人税法

第148条 新たに設立された内国法人である普通法人又は協同組合等は、その設立の日以後2月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に定款の写しその他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

【1B 読替後】第148条第1項 ←法人税法

第148条 新たに設立された内国法人である普通法人又は協同組合等（法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者を除く。）は、その設立の日以後2月以内に、次に掲げる事項及びその法人課税信託の名称（その法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、主宰受託者以外の受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所若しくは居所を含む。）を記載した届出書に定款の写しその他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

図8 「とする読替の条文集」の表紙



6. 「とする読替」の「読替前後の条文」の作成手順

- ▶ 法人税法の「とする読替の条文集」を作成する場合で説明する（図6、図7）。
- ▶ Step 1 e-Gov法令検索から法人税法1.rtfを取得する。
- ▶ Step 2 法人税法1.rtfから附則を削除した法人税法2.docxを作成する。
- ▶ Step 3 法人税法2.docxの漢数字をソフトで算用数字に変換する（法人税法3.docx）。
- ▶ 注：法人税法は「とする読替」で国税通則法を引用するため国税通則法3.docxの作成も必要です。

- ▶ Step 4 WordVBAで作成したソフトで「とする読替」を規定する「条文番号の一覧表」を作成する。

- ▶ Step 5 「とする読替」を規定する条文を前処理する。
 - ▶ (1) 『第*条中「用語A」とあるのは「用語B」とする。』の第*条部が同項、前条等の略記の場合、これらを手動でフル表示にする。
 - ▶ 『同項第3号中「・・・』を『国税通則法第28条第2項第3号中「・・・』に編集が必要な箇所もある。
 - ▶ (2) 読替が表形式の場合、半自動で文字列表現にする。

- ▶ Step 6 「とする読替」規定の表記を統一する。
- ▶ 「とする読替」の基本形は①ですが、②～⑤等のものが多数ある。
- ▶ ・ ・ の適用については、
- ▶ ① 第*条中「用語 A」とあるのは「用語 B」とする。
- ▶ ② 第*条中「用語 A1」とあるのは「用語 B1」と、「用語 A2」とあるのは「用語 B2」とする。
- ▶ ③ 同法第*条中「用語 A1」とあるのは「用語 B1」と、同法第*条中「用語 A2」とあるのは「用語 B2」と、「用語 A3」とあるのは「用語 B3」とする。
- ▶ ④ 同法第*条及び第*条中「用語 A1」とあるのは「用語 B1」とする。

- ▶ ⑤ 同法第*条ただし書き中「用語A1」とあるのは「用語B1」とする。
- ▶ 以下、用語Aを検索語A、用語Bを置換語Bという。
- ▶ ②～⑤では置換リスト（検索語A, 置換語B）を作成できないので、正規表現を用いてこれらを基本形①に変換する。同法等はStep 5でフル表示に編集済みだが③④⑤は編集前の表記で記載した。
- ▶ **税務法は②～⑤以外の表記が多数あるためこの変換は、特に難しい。**
- ▶ Step 4で作成した「条文番号の一覧表」を使ってStep 6以下は連続的に処理します。 Step 6～Step 9は処理が複雑です。
- ▶ Step 7 置換リスト（検索語A, 置換語B）を作成する。

- ▶ Step 8 置換リストを使って、読替前後の条文を作成する。読替前後の条文を見やすくするため、検索語Aと置換語Bの文字を赤字にする。
- ▶ Step 9 WordVBAで作成した検証ソフトで読替後の条文の正確性を検証する。検証ソフトは2021年11月に発表したものと同じなので説明は省略する。
 - ▶ 検証ソフトで「読替準用」で1つ、「とする読替」で1つの些細な立法ミスを抽出した。
- ▶ Step 10 法人税法には21個の、特許法には12個の「とする読替」規定があるため、法人税法は21個、特許法は12個の「とする読替」のdocxファイルができる。これらのファイルを結合し、表紙、目次等を追加すると「とする読替の条文集」になる。
 - ▶ 「とする読替の条文集」は法人税法は68頁、特許法は40頁です。

- ▶ 7. 「見やすい条文集」を作成した法律
- ▶ 上記2、3、4、5の「みやすい条文集」を、
- ▶ 知財法（特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法）と、
- ▶ 税務法（法人税法、地方税法第3章、所得税法、国税徴収法、消費税法、相続税法）について作成した。

- ▶ 8. あとがき
- ▶ 「見やすい条文集」を使うと条文によっては、数分の1の時間で条文を理解できる。税務法は長文で括弧書きが多いため利用価値が特に高い。紙面の制約で詳細を掲載できないので kawaharapat.com もご覧下さい。
- ▶ 課題：手動で行っている前処理の自動化が課題です。

9. 引用参考文献

- 文献 1 川原英昭、条文集作成と条文集の正確性、日本知財学会、第7回年次学術研究発表会、2009年6月
- 文献 2 川原英昭、特許法等の条文の括弧書きの外出しによる条文把握の容易化、日本知財学会、第17回年次学術研究発表会、2019年12月
- 文献3 川原英昭、見やすい読替え準用条文の提供、日本知財学会第19回年次学術研究発表会、2021年11月

ご視聴ありがとうございました。

川原英昭

弁理士（特定侵害訴訟代理業務付記）

元大阪工業大学 知的財産学部 教授

ご質問等は、[川原特許事務所](#) 検索 > お問い合わせ

<https://kawaharapat.com>